

IP通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2021年4月1日現在

～2021年3月31日

2021年4月1日～

目次 (略)

第1章～第14章 (略)

別記 (略)

附 則 (令和2年9月17日 A P S 1 第00690612号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際に、改正前の規定により提供しているスマートPBXサービスの付加機能 (Universal One接続機能に限ります。) に関する料金その他取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

目次 (略)

第1章～第14章 (略)

別記 (略)

附 則 (令和2年9月17日 A P S 1 第00690612号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月28日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附 則（令和3年3月16日 A P S 1 第00759253号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 A P S 1 第00690612号（令和2年9月17日）の附則2を、令和3年4月1日をもって削除します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。